

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 8月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 8 - 86号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 - 55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合 そのつど必要と認められる時間又は期間</u> (4)～(22) (略) 2～5 (略)	(特別休暇) 第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>骨髄移植の骨髄提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合 そのつど必要と認められる時間又は期間</u> (4)～(22) (略) 2～5 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。